

令和元年12月2日

報道機関各位

半田市長 榊原純夫

職員の処分等について

令和元年12月2日付けで職員の処分を行いましたので報告します。

なお、今後かかることのないように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○市民協働課市民交流センターにおける公金盗難事件に関する処分

1. 事件の概要

令和元年8月2日に、市民交流センター事務室内において公金の盗難事件が発生しました。被害状況は、旅券交付に係る収入印紙等の売上金（42万1千円）が盗難被害にあったものです。担当職員が手提げ金庫から売上金が入った封筒を取り出し、机の上で入金準備をしようとしていたところ、机に現金を放置したまま、窓口業務や電話対応を優先してしまい、机に戻った際に封筒が無いことが発覚したものであります。その後、全職員で事務室内を捜索するも、現金は発見されず、事実関係の調査を行い、8月7日（水）に半田警察署へ盗難被害の届出を提出し、9月5日（木）に半田警察署で被害調書に署名をしました。盗難被害に遭った損害額については、全国市長会公金総合保険により全額補填されました。

2. 処分理由

市民交流センターにおける公金管理状況についてはおおむね適切に管理されていたものの、本来、金融機関へ速やかに入金処理をするべきであるにもかかわらず、机の上に現金を放置したまま、その場所を離れ、他の窓口業務等に從事していたことは、公金を扱う職員として適正さを著しく欠いており、重大な過失があったと言わざるを得ません。これらの不適切な行為により、盗難被害に遭い、市民の半田市に対する信頼を大きく損なう結果を招きました。このことから、関係職員に対して以下のとおり処分を行いました。

3. 処分等の内容

所属・年齢 市民協働課 書記 26歳

処分内容 戒告

処分理由 公金を速やかに金融機関へ入金する業務を優先すべきであったにもかかわらず、公金を机の上に放置したまま、その場所を離れ、他の窓口業務等に從事していたことで、盗難被害に遭い、市民の半田市に対する信頼を大きく失墜させた責任

所属・年齢 企画部長 55歳

処分内容 文書訓告

処分理由 公金の盗難被害に際し、市民協働課を所管する部の責任者として、適切な公金

管理と部下の指導監督を行うことができず、結果として、市民の半田市に対する信頼を大きく失墜させた責任

所属・年齢 市民協働課長 55 歳

処分内容 文書訓告

処分理由 公金の盗難被害に際し、市民協働課の現金の出納及び保管について管理すべき出納員として、職責を果たすことができず、結果として、市民の半田市に対する信頼を大きく失墜させた責任

所属・年齢 市民協働課主幹 49 歳

処分内容 文書訓告

処分理由 公金の盗難被害に際し、市民交流センターの施設長として、適切な公金管理と部下の指導監督を行うことができず、結果として、市民の半田市に対する信頼を大きく失墜させた責任

所属・年齢 市民協働課主査 44 歳

処分内容 文書訓告

処分理由 公金の盗難被害に際し、出納員の会計事務の補助を行う会計職員として、職責を果たすことができず、結果として、市民の半田市に対する信頼を大きく失墜させた責任

4. 処分年月日

令和元年12月2日

(問い合わせ先：半田市企画部人事課長 水野 一男 電話 0569-84-0607)